

住宅用火災警報器を設置しなければならない場所について

火災予防条例第38条の2第1項（抜粋）

- ① 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。)
- ② 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。))を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。))の上端
- ③ 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。))から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用火災警報器が設置されている場合を除く。)
- ④ 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。))から直下階に通ずる階段の上端
- ⑤ 前4号の規定により住宅用火災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(この号において「当該階」という。))の次に掲げるいずれかの住宅の部分
 - ア 廊下
 - イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端
 - ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

設置例

寝室
 居室
 階段
 火災警報器(煙式)

① ~ ⑤ 適用となる条例各号

1階建て

寝室：1階のみ

2階建て

寝室：2階のみ

寝室：1階・2階

⑤ 第5号の規定による設置の検討を要する

3階建て

寝室：1階のみ

寝室：2階のみ

寝室：3階のみ

寝室：1階・2階

寝室：1階・3階


寝室：2階・3階

寝室：1・2・3階

ご注意!

平成18年6月1日の新築確認申請から設置計画され、完成時に設置されていないなりません。

既存の住宅は、平成23年6月1日までに設置を済ませる必要があります。



台所には設置義務はありませんが、設置される場合は熱式(定温)としましょう

悪質な訪問販売等には十分注意してください!

詳しくは次のところへ
 消防本部予防課 0848-64-5927
 北部分署予防係 0847-22-3737